

居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導説明文書

1. 事業所について

当院は、広島県知事指定の居宅療養管理指導及び介護予防居宅療養管理指導(以下「居宅療養管理指導等」という)実施施設です。(事業所番号 3410221703)

2. 居宅療養管理指導等の目的

医師が行う居宅療養管理指導等は、ケアマネジャーが作成するケアプランに必要な情報の提供や、利用者・家族等に対する療養上必要な指導・助言を行います。

3. 実施時間

月、火、水、金(午後 1 時～4 時)

4. 通常の事業実施地域

広島市

5. 利用料等

<介護保険の利用料(窓口負担) >

医師による居宅療養管理指導等(1 回につき:月 2 回まで)

単一建物居住者数	在医総管・施医総管を 算定しない場合			在医総管・施医総管を 算定する場合		
	1割負担	2割負担	3割負担	1割負担	2割負担	3割負担
1人	515円	1,030円	1,545円	299円	598円	897円
2～9人	487円	974円	1,461円	287円	574円	861円
10人以上	446円	892円	1,338円	260円	520円	780円

<その他の費用>

訪問診療や往診、それに伴う治療の費用、及び、治療に関する電話相談の場は、医療保険と取り扱われ、医療保険の一部負担が、別途かかります。被爆者健康手帳をお持ちの方や、生活保護など公費受給者証をお持ちの方は、公費制度により負担金が補助されることもあります。

6. 虐待防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の発生又はその再発を防止するために、次に掲げるとり必要な措置を講じます。

- ① 虐待防止に関する担当者を選定しています。
- ② 虐待防止に関する担当者(医療安全委員会 事務局職員)
- ③ 虐待防止のための対策を検討する委員会(医療安全委員会)を定期的開催し、その結果について従業者に周知徹底を図っています。
- ④ 虐待防止のための指針の整備をしています。
- ⑤ 従業者に対して、虐待を防止するための定期的な研修を実施しています。
- ⑥ サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(現に養護している家族・親族 同居人等)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

7. 秘密保持

- ① 居宅療養管理指導等を実施するにあたって知り得た秘密を漏らしません。
- ② ただし、ケアプラン作成のために患者さんの情報を居宅介護支援事業者提供する必要があります。この情報については、患者さん又は家族の了解のもとで、居宅介護支援事業者提供します。

8. 相談・苦情処理

- ① 苦情や相談があれば相談ください。事情を聴き苦情の内容を把握し必要な対応を行います。
- ② 苦情の内容によっては市区町村や居宅介護支援事業者等と連絡を取り、必要な対応を行います。
- ③ 担当者不在の場合は、下記窓口担当者以外でもお気軽にご相談ください。相談内容は担当者しっかりと引き継ぎ、相談・苦情への対応が早期に行えるよう配慮します。
- ④ 必要に応じ医学的観点から、他の事業者との連絡調整を行い、苦情が発生しないよう努力します。

当院窓口	担当:生協さえき病院 医療安全委員会事務局 連絡先番号:082-926-4511(代表) 平日:13時~17時 土:9時~12時
その他窓口	① 広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課(苦情処理) 連絡先番号:082-558-0783 ② 広島市介護保健室 事業者指導係 連絡先番号 082-504-2183